

令和8年8月31日

保護者の皆様

千葉市教育委員会

気象警報等発表時の登校について（お願い）

保護者の皆様には、日頃より本市の教育活動にご理解とご協力を賜り、お礼申し上げます。
また、先日の千葉豪雨で被災された方には心よりお見舞い申し上げます。

さて、本市では、近年の気象情報の予測精度向上により、台風等の接近に伴う影響について前日から一定の見通しを立てることが可能となっていることや、保護者及び学校が計画的に対応できるようにする観点から、令和8年9月1日より新たに前日の休業判断基準を設けるなど気象警報時の登校について一部対応を変更いたします。

これまで、当日7時を休業判断の基準としていましたが、前日の休業判断基準を設けることで学校がより早い段階で判断し、保護者の皆様にお伝えすることで保護者の皆様が見通しを持ちやすくするようにしました。

さらに、市内で可能な限り統一した対応が図られるよう、市として判断基準の整理・明確化を行いました。「児童生徒の安全性の確保」「児童生徒の学習保障」「保護者の働き方への配慮」「早めに見通しがつく仕組み」の4つを基本方針とし、気象状況や通学路の安全を十分に確認した上で、学校が安全に教育活動を実施できると判断される場合には児童生徒の受け入れを行い、可能な限り学校を開けるという考え方に基づいて対応してまいります。

なお、千葉市は市域が広く、同じ市内であっても地域によって風雨や道路状況などの災害の影響が大きく異なる場合があります。こうした過去の災害時の状況を踏まえ、本市では、市内統一の休業判断基準に該当しない場合でも、各学校区の実情や地域の状況を踏まえ、校長が休業を判断できることとしています。

保護者の皆様におかれましては、このような本市の対応の趣旨についてご理解いただき、共通認識のもとでご協力いただければ幸いです。

つきましては、本市における気象警報等発表時の対応を別紙のとおりとしますので、ご確認いただきますようお願いいたします。

《問い合わせ先》

学事課

電話 245－5928